平成２８年（フ）第５１０４号
大阪府大東市赤井２丁目６番25号
債務者　伊集院正美
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７７号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ17―104号
債務者　植竹佐知子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９２号
大阪府池田市畑１丁目４番６号　アルカディア　アベニュー　203
債務者　上中　憲子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７５号
大阪府東大阪市長田西１丁目１番22号　サンハイツ長田303、前住所大阪府守口市八雲北町１丁目８番８―202号
債務者　國松　敏弘
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８６号
名古屋市西区大野木２丁目224番地　エスペランサ緑地公園303号、従前の住所愛知県蒲郡市竹谷町梅薮５番地１　コンフォート楓101
債務者　加我　真一
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６４号
愛知県知多市八幡新町２丁目１番地の40（エステート早川102）
債務者　ＨＫサービスこと　黒田　浩隆
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０３号
名古屋市南区神松町２丁目20番地　神松荘２棟307号
債務者　田畑とよ子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６５号
さいたま市浦和区大東１丁目21番22―309号
債務者　西村　　雅
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６６号
さいたま市浦和区大東１丁目21番22―309号
債務者　西村　敦子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４３号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目５番25号　大鶴ハイム102
債務者　後藤　道弘
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７５号
埼玉県草加市八幡町675番地６　ブルーメ新田102号、旧住所埼玉県草加市八幡町803番地１　１Ｆ
債務者　山口　道隆
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６１号
埼玉県越谷市蒲生２丁目４番48号
債務者　中山　晴美
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３７号
大阪市旭区新森７―15―36　友宝マンション３階303号、破産手続開始決定時の住所京都市中京区壬生下溝町13番地９
破産者　赤川　智宣
1　決定年月日　平成28年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第４２６６号
神奈川県相模原市中央区南橋本１丁目７番１号
破産者　クロマトリサーチ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1544番地１
破産者　株式会社薩摩屋食品
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番１号
破産者　株式会社とっぴい
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
名古屋市中区栄３丁目28番22号
破産者　株式会社ＥＧ―Ｒｅａｆ
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部